

定量的指標の算出方法について

【定量的指標の考え方について】

①過去3年間の平均離職率が県内平均値を下回っている

離職率 = 離職者数／常用労働者数

※対象となる労働者は、常用労働者（パートタイムを含む。）とする。

※ただし、定年退職者、同一企業内の転出入者、産休・育児休暇取得中の者を除く。

※令和6年度申請の場合は、令和3～5年の平均値を算出すること。

※各年の離職率は、以下の式により算出すること。なお小数第二位を四捨五入し、小数第一位までの表記とすること。

<各年の離職率>

$$\text{令和3年の離職率} = \frac{\text{令和2年10月1日から令和3年9月30日までの離職者数}}{\text{令和2年9月30日の在職者数}} \times 100$$

$$\text{令和4年の離職率} = \frac{\text{令和3年10月1日から令和4年9月30日までの離職者数}}{\text{令和3年9月30日の在職者数}} \times 100$$

$$\text{令和5年の離職率} = \frac{\text{令和4年10月1日から令和5年9月30日までの離職者数}}{\text{令和4年9月30日の在職者数}} \times 100$$

<3か年の平均値>

$$(\text{令和3年の離職率} + \text{令和4年の離職率} + \text{令和5年の離職率}) \div 3$$

【令和6年度 新規・更新申請に適用される基準値】

岐阜県平均値 12.6%

(公益財団法人 介護労働安定センター 「介護労働実態調査」より)

②過去1年間の有給休暇取得率が県内平均値を上回っている

有給休暇取得率 = 取得日数／付与日数計（付与日数には繰越日数を除く）

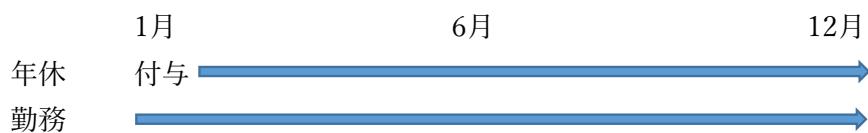
※対象となる全従業員の有給休暇取得率の平均値を算出すること。なお小数第二位を四捨五入し、小数第一位までの表記とすること。

※繰越等の関係により、当該年の付与日数を超えて有給休暇を取得している職員がいる場合は、その職員の取得日数は当該年の付与日数とすること。

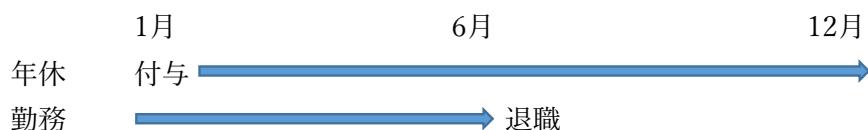
※各種休暇(育児休暇、病気休暇等)取得や退職等により、対象となる期間のうち実質全期間勤務しなかった従業員については、平均値算出の対象から外すことができる。

<参考：付与日1月の場合（例）>

例1）実質全期間勤務した場合 → 対象



例2）6月に退職した場合 → 対象外とすることができる



例3）8月に育休復帰した場合 → 対象外とすることができる



※申請年の前年1月以降の任意の12ヶ月間の実績から算出すること。

※付与日が従業員ごとに異なっている場合には、対象従業員各々の直近一年間の取得状況を計算すること。

※特別休暇は除く。

※時間単位で取得した場合は、合計時間数を日換算すること。

【令和6年度 新規・更新申請に適用される基準値】

岐阜県平均値 53.1%

(公益財団法人 介護労働安定センター 「介護労働実態調査」より)

③資格（介護福祉士）保有率が全国平均値を上回っている

資格保有率 = 介護福祉士数／介護職員数

※対象となる職種：介護職員

※申請時点の人数とすること。

※任意の3事業所を選出し、各事業所単位で割合を算出すること。なお小数第二位を四捨五入し、小数第一位までの表記とすること。

【令和6年度 新規・更新申請に適用される基準値】

サービス種別	介護福祉士 保有率 (%)
訪問介護	46.6
訪問入浴介護	43.5
通所介護	49.3
通所リハビリテーション	65.3
短期入所生活介護	56.9
特定施設入居者生活介護	57.3
地域密着型通所介護	38.6
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	59.3
認知症対応型通所介護	49.4

サービス種別	介護福祉士 保有率 (%)
小規模多機能型居宅介護	52.3
看護小規模多機能型居宅介護	55.6
認知症対応型共同生活介護	48.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	60.3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	63.9
介護老人福祉施設	69.4
介護老人保健施設	75.4
介護医療院（介護療養型医療施設）	57.6

（公益財団法人 介護労働安定センター 「介護労働実態調査」より）

④過去1年間の月平均所定外労働時間45時間を超える従業員がゼロかつ年間所定外労働時間360時間を超える従業員がゼロ

対象となる従業員の月平均所定外労働時間 \leq 45時間

対象となる従業員の年間所定外労働時間 \leq 360時間

※申請年の前年1月以降の任意の12ヶ月間の実績から算出すること。

※中途入職、退職者等は、在職月数で除して平均時間を算出すること。

※対象となる労働者は、常用労働者（パートタイムを含む。）とする。

<参考：1月から12月で算出した場合（例）>

従業員1（4月入職）、従業員2、従業員3（6月退職）の3人の事業者の場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	勤務月数	月平均
従業員1	/	/	/	20	20	10	10	10	5	5	5	5	90	9	10
従業員2	30	30	30	40	30	30	30	40	40	40	40	40	420	12	35
従業員3	20	20	20	0	0	0	/	/	/	/	/	/	60	6	10

全員が、月平均所定外労働時間が45時間以下であるものの、従業員2の年間所定外労働時間が360時間を超えているため、未達となる。